

平成25年11月13日(水)・11月20日(水)

## 司法書士による無料相談

# 「労働トラブル110番」を実施します

長野県司法書士会

長野県司法書士会（会長熊谷健）では、下記のとおり「労働トラブル110番」を実施します。賃金未払いやサービス残業など、労働に関するトラブルを抱えた方々から、無料で電話相談をお受けします。

- ◆日時：平成25年11月13日(水) 午後5時～午後8時  
平成25年11月20日(水) 午後5時～午後8時
- ◆電話番号：0120-448-788（フリーダイヤル）
- ◆相談料：無料
- ◆相談例：会社の経営が良くないようで、給料の支払いが遅れています。残業手当を支払ってもらえません。…等々

厚生労働省の発表によれば、人事労務管理の個別化や雇用形態の多様化等に伴い、個々の労働者と使用者間のトラブルは毎年大幅に増加しています。平成24年度、全国の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は106万件にのぼり、前年度より約4%減少していますが、依然として高い水準で推移しています。

最近では、本年9月1日に厚生労働省が行った電話相談では、1042件の相談が寄せられており、相談のジャンルでは、トップが「残業代不払い」で556件（53.4%）、次が「長時間労働、過重労働」が414件（39.7%）となっていて、相談の対象となった労働者の年齢別では、20～30代が505件と全体の半数を占めている状況です。

本相談は毎年実施しており、今年で7回目を迎えますが、賃金未払いやサービス残業に関する相談を中心に、これまで多くの相談が寄せられています。

アベノミクスにより、日本経済は、長期間続いたデフレから脱却する方向に進みつつありますが、一部の大企業を除く企業や労働者を取り巻く状況は依然として厳しい状況が続いており、本相談の果たす役割は大きいものと考えます。

\* \* \*

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140万円以下の未払い賃金請求、残業代請求等の場合には、代理人とすることができます。また、地方裁判所においても、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利保護に寄与します。